

2021/7/9

## 『2021年版 F P提案力の強化書』【正誤表】

該当箇所	誤	正
447 ページ 下から 15～16 行目	① 居住用財産の 3,000 万円の特別控除の特例や軽減税率の特例の適用を受けるための 手続要件として、譲渡所得計算明細書や譲渡資産所在地を管轄する…	① 居住用財産の 3,000 万円の特別控除の特例や軽減税率の特例の適用を受けるための 手続要件として、 <u>一定の場合には</u> 、譲渡所得計算明細書や譲渡資産所在地を管轄する…
509 ページ 下から 10 行目	所得金額が <u>38</u> 万円以下の者です。	所得金額が <u>48</u> 万円以下の者です。
512 ページ 下から 11 行目	資本金 <u>2</u> 億円以下の法人	資本金 <u>1</u> 億円以下の法人